



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

# 選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



**社会福祉法人向け**：評議員は、どのタイミングで選任すべきか（選任・解任委員会開催時期）

**学校法人向け**：改正私学法施行（4月1日）にあたって実施すべきことは何か

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

今回は最近、最も多く質問を頂く内容について、社会福祉法人向け、学校法人向けに分けて解説します。

## 社会福祉法人

今年は4年に一度の評議員改選となります。ポイントを教えてください。

評議員は、「評議員選任・解任委員会」で選任します。同委員会の開催は定時評議員会の開催同日（任期満了日）が最もよいとされていますが、定時評議員会前で選出（重任）した場合、旧評議員と新評議員の任期が重なる期間が発生することになるため、就任承諾書に「〇〇年〇〇月開催の定時評議員会の終結の時から就任することを承諾します。」と記載するとよいでしょう。また、定時評議員会終了後に選任する場合、評議員不在期間が発生することとなり、監査指摘となる可能性がありますので、任期満了前に改選しておくことをお勧めします。



## 学校法人

4月から改正私学法が施行されましたが、とりあえず何をすればいいのでしょうか。

これまで評議員会（午前中）、理事会（午後）と同日開催を実施していた法人が多いかと思いますが、4月以降、①理事会を開催（7日前までに通知）②評議員会を開催（7日前までに通知）となり、同日開催は不可となります。尚、評議員会の開催は理事会の決議事項であるため、先に行われる理事会で、評議員会の開催日時、議案などを決議しておくこととなります。



また、今回の理事会、評議員会では、新役員を選任することになります。具体的には、①理事会にて、新理事、監事候補者を決める。②評議員会で新理事、監事候補者を承認することになります。尚、多くの法人が「評議員は評議員会が選任する」と寄附行為に明記されているかと思いますが、評議員の選任も評議員会で決議議案として忘れないようにしてください。さらに、選任された理事間で、理事長選定を行うための理事会開催も必要となりますので注意が必要です。

## 事業部紹介

### 株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平 (弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeyei\_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

